

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- |                               |      |
|-------------------------------|------|
| ○ 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】   | 2838 |
| ○ 徴収事務の委託（2件）【小倉北区役所まちづくり整備課】 | 2843 |

北九州市告示第383号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年8月14日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所  
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間  
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで  
土曜日 午後1時から午後5時まで  
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成26年12月29日から平成27年1月3日までの日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市建設局道路部道路維持課（電話582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司駅周辺地区自転車放置禁止区域	7台	平成26年7月17日	北九州市門司区西海岸一丁目3番 西海岸自転車保管所

上記以外の門司区自転車放置禁止外	1台	平成26年 7月4日	
	1台	平成26年 7月10日	
	1台	平成26年 7月18日	
	1台	平成26年 7月23日	
	1台	平成26年 7月25日	
JR小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	61台	平成26年 7月8日	北九州市小倉北区青葉二丁目1番 青葉自転車保管所
	51台	平成26年 7月18日	
	36台	平成26年 7月24日	
JR西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	32台	平成26年 7月28日	
上記以外の小倉北区自転車放置禁止区域外	3台	平成26年 7月1日	北九州市小倉南区下城野一丁目1番 下城野自転車保管所
	4台	平成26年 7月3日	
	4台	平成26年	

		7月9日	
	3台	平成26年 7月11日	
	22台	平成26年 7月14日	
	3台	平成26年 7月18日	
	3台	平成26年 7月22日	
	1台	平成26年 7月25日	
	2台	平成26年 7月29日	
J R 下曾根駅周辺地区 自転車放置禁止区域	12台	平成26年 7月25日	北九州市小倉南区八重洲町 16番 八重洲自転車保管所
上記以外の小倉南区自 転車放置禁止区域外	4台	平成26年 7月4日	北九州市小倉南区下城野一 丁目1番 下城野自転車保管所
	3台	平成26年 7月8日	
	4台	平成26年 7月9日	
	1台	平成26年 7月10日	

	2台	平成26年 7月11日	
	2台	平成26年 7月15日	
	3台	平成26年 7月16日	
	2台	平成26年 7月17日	
	1台	平成26年 7月22日	
	2台	平成26年 7月23日	
	13台	平成26年 7月24日	
若松区自転車放置禁止区域外	1台	平成26年 7月14日	北九州市若松区響南町8番 小石自転車保管所
	1台	平成26年 7月22日	
JR八幡駅周辺地区自転車放置禁止区域	4台	平成26年 7月7日	北九州市八幡西区築地町10番 築地自転車保管所
上記以外の八幡東区自転車放置禁止区域外	1台	平成26年 7月9日	
	2台	平成26年	

		7月10日	
	2台	平成26年 7月31日	
J R 黒崎駅周辺地区自 転車放置禁止区域	8台	平成26年 7月23日	
J R 折尾駅周辺地区自 転車放置禁止区域	21台	平成26年 7月14日	北九州市八幡西区長崎町2 番 長崎町自転車保管所
J R 陣原駅周辺地区自 転車放置禁止区域	6台	平成26年 7月11日	
上記以外の八幡西区自 転車放置禁止区域外	37台	平成26年 7月17日	北九州市八幡西区築地町1 0番 築地自転車保管所
J R 九州工大前駅周辺 地区自転車放置禁止区 域	17台	平成26年 7月16日	北九州市戸畑区三六町13 番 三六自転車保管所
J R 戸畑駅周辺地区自 転車放置禁止区域	16台	平成26年 7月22日	
上記以外の戸畑区自転 車放置禁止区域外	2台	平成26年 7月4日	
	1台	平成26年 7月14日	

北九州市告示第384号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立勝山公園駐車施設における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成26年8月14日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
朝日警備保障株式会社 北九州営業所	北九州市小倉南区徳力 二丁目1番2-201 号	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

北九州市告示第 385 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市立三萩野公園駐車施設における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 26 年 8 月 14 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
トステム株式会社 北九州支社	北九州市戸畑区川代二丁目 1 番 2 号	平成 26 年 4 月 1 日か ら平成 27 年 3 月 31 日まで